

## 群馬県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書

群馬県（以下「甲」という。）、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び群馬県医療ソーシャルワーカー協会（以下「丙」という。）は、災害発生時の群馬県災害派遣福祉チーム（以下「福祉チーム」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。なお、丙は、甲及び乙が、福祉チームの派遣に関して同様の基本協定を締結している別記団体とともに、活動を行うものとする。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）発生時等において、甲、乙及び丙が相互に協力し、福祉チームを避難所、福祉避難所その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）等、福祉支援が必要な者の避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を図ることを目的とする。

### （活動内容）

第2条 福祉チームの活動は、次のとおりとする。

- （1）福祉ニーズの把握
  - （2）要配慮者の状態の評価及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等
  - （3）避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備
  - （4）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援
- 2 その他福祉チームの活動内容の詳細については別途定める。

### （チーム員の登録）

第3条 丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、福祉チームへの協力が可能な者について、乙に推薦する。

2 乙は丙から推薦された者をチーム員として登録する。

### （派遣要請）

第4条 甲は、次の各号に掲げる派遣基準に基づき、乙に対し、福祉チームの派遣を要請する。

- （1）県内で災害救助法の適用が検討される程度の災害が発生したと見込まれる場合
- （2）避難所等を設置する被災地の市町村から甲に対して福祉チームの派遣要請があった場合
- （3）国又は他都道府県から甲に対して福祉チームの派遣要請があった場合
- （4）前各号に定める場合のほか、緊急性があり、福祉チームを派遣することが必要であると認められる場合

2 乙は、前項の要請を受け、丙に対し、福祉チームの構成員の派遣を要請する。

3 丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可

否を報告し、派遣が可能なときは、福祉チームの構成員を派遣する。

- 4 乙は、前項の報告に基づき、福祉チームを編成し、避難所等に派遣する。
- 5 乙は、前項の福祉チーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

### （待機要請）

第5条 乙は、前条第1項の派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、福祉チームの構成員の派遣待機を要請する。

- 2 乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。
- 3 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、丙は、要請の有無にかかわらず福祉チームの構成員を待機させる。

### （費用負担）

第6条 福祉チームの運営及び活動等に関する費用負担については、第1条の趣旨を踏まえ、甲、乙及び丙の3者が協議の上、決定する。

- 2 第4条に基づき甲から要請された福祉チームの派遣費用については、別途定める基準により、甲に請求することができる。

### （情報の交換、研修及び訓練）

第7条 甲、乙及び丙は、災害時等において福祉チームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び3者の連携確認のための訓練を、それぞれ年に1度以上実施する。

- 2 研修及び訓練の内容については、群馬県災害福祉支援ネットワークで協議の上、決定する。

### （秘密保持及び専門性の尊重）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 2 福祉チームに参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理及び勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

### （有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成30年4月24日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

### （協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

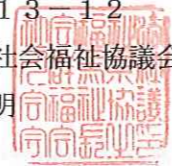
この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

平成30年4月24日

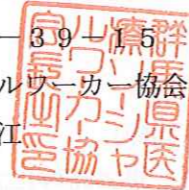
甲 群馬県前橋市大手町1-1-1  
群馬県知事 大澤 正明



乙 群馬県前橋市新前橋町1-3-12  
社会福祉法人群馬県社会福祉協議会  
会長 片野 清明



丙 群馬県前橋市昭和町3-39-15  
群馬県医療ソーシャルワーカー協会  
会長 中井 正江



(別記)

群馬県社会福祉法人経営者協議会
群馬県社会福祉士会
群馬県介護福祉士会
群馬県精神保健福祉士会
群馬県介護支援専門員協会
群馬県ホームヘルパー協議会
群馬県老人福祉施設協議会
群馬県身体障害者施設協議会
群馬県知的障害者福祉協会
群馬県精神障害者社会復帰協議会
群馬県社会就労センター協議会
群馬県救護施設協議会
群馬県保育協議会
群馬県児童養護施設連絡協議会
群馬県乳児福祉協議会
群馬県母子生活支援施設協議会
ぐんま子育て支援センター連絡会